（別紙）

自動販売機設置に係る施設使用許可条件

1　設置場所

東京都三宅島三宅村坪田４５８６　東京都立三宅高等学校　校舎棟１階　生徒昇降口

2　設置機器及び台数

設置機器は飲料等自動販売機とし、台数は１台とする。自動販売機及び回収箱の設置における使用面積は１.２６㎡以下とする。

3　使用許可期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの３年間とする。

ただし、使用許可の条件に反したとき、又は学校長が適切な管理運営について困難と認めるときは、許可期間内であっても使用許可を取り消すものとする。

4　販売品目

販売品目はペットボトル及び缶の飲料とし、あらかじめ書面で学校長に提出し承認を得ること。また、学校の要望により品目の調整を行うこと。

5　販売価格

市価（標準小売価格）に比して廉価であることとし、あらかじめ書面で学校長に提出し承認を得ること。この場合、使用料は免除とする。

6　自動販売機の仕様

（１）学校が指定する範囲に設置することが可能であること。
（２）本体に漏電遮断器を装備していること。
（３）自動販売機に転倒防止の対策を講ずること。
（４）電子マネー（交通系 IC カード等）に対応していることが望ましい。
（５）災害等の緊急時に飲料を提供できる機能を有していることが望ましい。
（６）設置する自販機近傍に空容器の回収箱を設置すること。

8　光熱水費等の経費

（１）自動販売機に係る電気料金は使用者の負担とする。消費電力計量用の子メーターを設置する場合は、使用者が設置する。
（２）自動販売機の設置に必要な電源工事及び機器の設置、交換、移設、撤去等の費用は、全て使用者の負担とする。

9　その他

（１）自動販売機に故障や不具合が生じた場合は、迅速に対応すること。
（２）商品補充は適時適切に行い、売切れ状態が生じないように努め、故障等による購入者への返金をはじめ、現金管理、衛生管理など自動販売機運営に係る維持管理は、使用者が責任をもって行うこと。
（３）自動販売機の設置にあたり、関係法令に基づく許可等の手続きに関しては、事前に完了し使用許可の申請時に写しを提出すること。
（４）自動販売機の設置運営に係る権利、義務等を第三者に譲渡又は移転することは禁止する。
（５）その他疑義不明な点については、学校と協議の上決定すること。

以上